

浦 都 道 第 759 号
平成 22 年 3 月 12 日

関 係 者 各 位

浦 添 市 道 路 管 理 者
浦 添 市 長 儀 間 光 男
(公 印 省 略)

てだこ橋の交通規制について（協力願い）

平素より、本市の道路行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

みだしのことについて、浦添市と那覇市を結ぶ「てだこ橋」について橋梁点検調査を行ったところ、老朽化が進み、車両の通行制限（重量制限）を行う必要があるとの結果がでました。この結果を受けまして、橋梁の延命化、架け替え等の対策を検討している状況であります。

つきましては、補修等の対策を行い、通行の安全確保ができるまでの間、**重量制限（総重量 4.0t 超える車両通行止め）**の標識を設置し、交通規制を実施致します。ご利用の皆様方には大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、関係各位・団体等への連絡がございましたら、周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 規制路線

浦添市道：那覇工業高西線（浦添市側）
那覇市道：曙中央線・曙 2 1 号線（那覇市側）

2. 規制区間 市道の橋梁部分

てだこ橋 竣 工 年：昭和 5 6 年（約 3 0 年経過）
橋 長：L = 5 8 . 0 m
有効幅員：W = 9 . 8 m

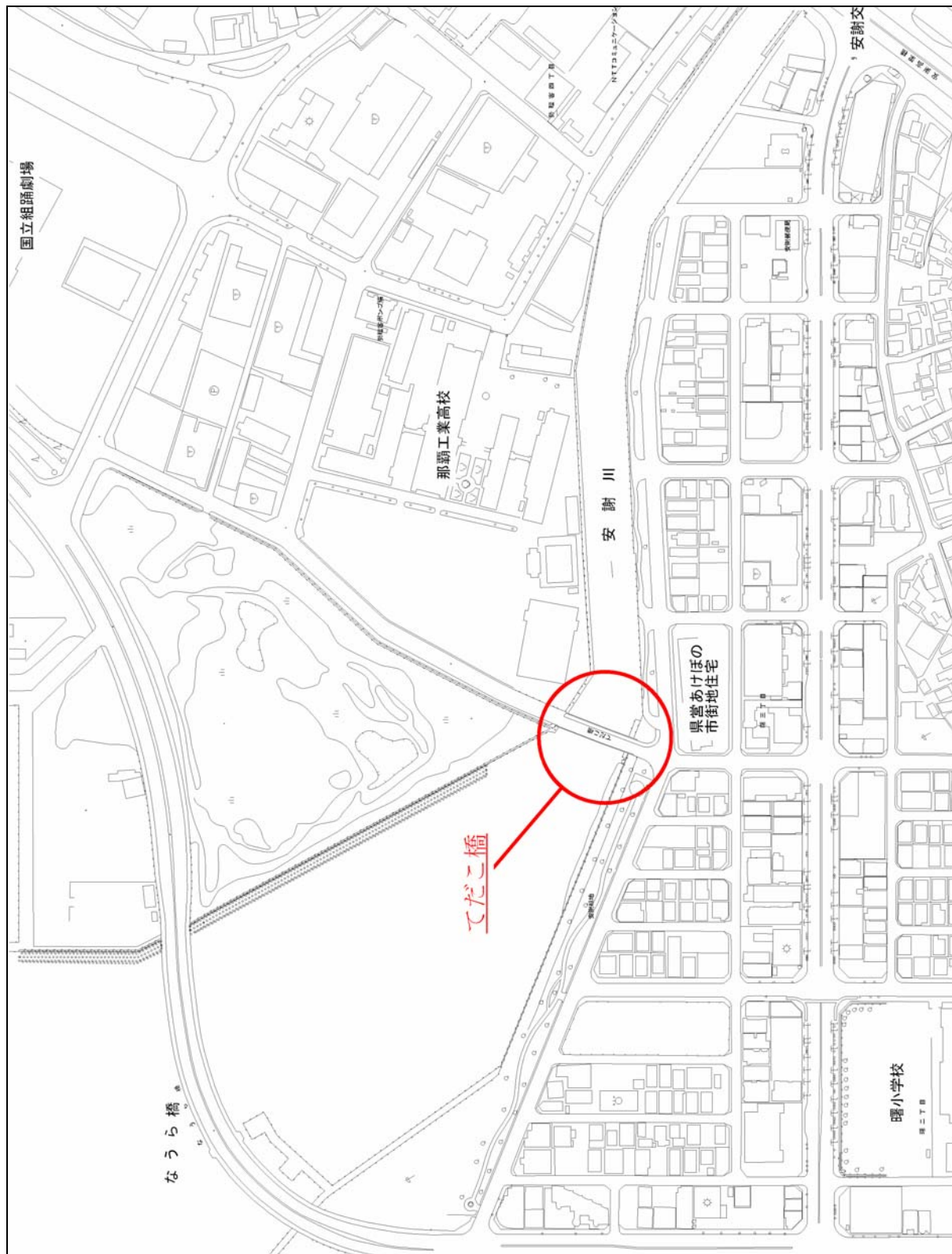
3. 規制期間

標識設置（平成 22 年 4 月 1 日）から補修等が完了するまでの期間

4. 連絡先

浦添市役所 都市建設部 道路課 維持管理係
電 話：098-876-1234（内線：4563～4565） 担 当：仲 里

1) 位置図



2) 重量規制標識配置平面図

